

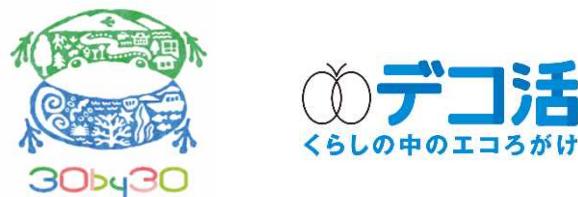


---

## 地域生物多様性増進法の施行後の 「自然共生サイト」制度の扱いについて

---

令和7年2月



- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。地域生物多様性増進法）が令和6年4月19日に公布されました。
  - 地域生物多様性増進法は、令和7年4月1日から施行されます。
- 
- 地域生物多様性増進法は、現行の「自然共生サイト」制度を土台の一つとして検討し、これを法制化することとしたものです。
  - 地域生物多様性増進法の施行に伴い、現行の「自然共生サイト」制度の扱いは以下のとおりとなります。次のスライドのQA等もご参照ください。

## 【令和7年度以降】

- 申請・認定含む認定制度は、地域生物多様性増進法に一本化します。

# 現行の「自然共生サイト」制度の扱いについて②



## Q1 現行の自然共生サイトの認定効力は、令和6年度末で切れるのか。

A1 地域生物多様性増進法（以下「新法」という。）の施行（令和7年4月1日）までに認定された自然共生サイトについては、認定期間である5年間は有効なものとします（例えば、令和5年10月に認定された自然共生サイトは令和10年10月まで有効）。

## Q2 認定を受けた自然共生サイトは、法施行時（令和7年4月1日）に、法に基づく認定に自動的に移行されるのか。

A2 自動的には移行されず、新たに法に基づく申請が必要です。ただし、基本的に、自然共生サイトの認定を受けているものは、実質的に、生物多様性を維持する活動として、新法に基づく「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の認定に必要な審査を終えていると考えているため、可能な限り、有効期間内に法に基づく認定に移行いただきたいと考えています。

なお、法に基づく申請に当たっては、可能な限り事務負担を軽くできるよう、既に審査した項目についての審査を省力するなど、合理的かつ効率的に取り扱う予定です。

## Q3 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトは、令和7年度以降に変更、辞退はできるのか。

A3 変更を希望する場合は、法に基づく申請認定を受けてください。申請認定についてはQ2をご参考ください。辞退を希望する場合は、その旨を環境省までご連絡ください。

## Q4 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトの更新を希望する場合はどうすればよいのか。

A4 現行の自然共生サイト制度としての更新の認定は実施しないため、現行の有効期間内に、改めて法に基づき申請ください。

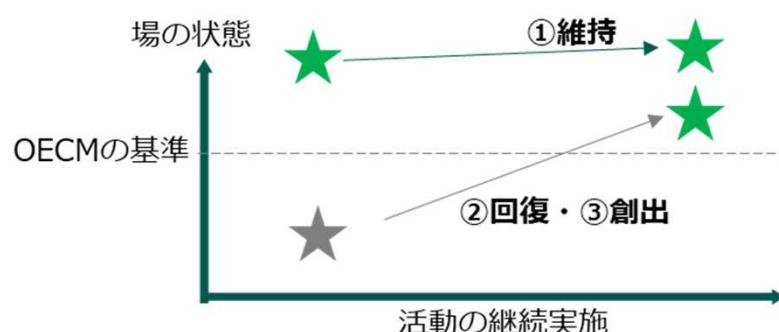
## Q5 法施行後は「自然共生サイト」という名称は残るのか。

A5 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトは、法への移行の有無を問わず、認定期間である5年間は、自然共生サイトの名称を使用することが可能です。なお、法に基づく認定を受けた場合でも、活動場所の呼称は「自然共生サイト」となります。

# 「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い

## (新法の経緯・趣旨等)

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。



## (新法のポイント)

- ①既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動、②管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動、③開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

## (自然共生サイトと新法の違い)

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域 (生物多様性の価値基準に合致する区域)	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

# ＜参考＞自然共生サイトの運用を踏まえた法制化について

- 環境省では、民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域等）を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和5年度から開始。

## 【自然共生サイトについて】

- 認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域はOECMとして国際データベースに登録。
- 活動促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や、専門家派遣等を検討中。



## 【法制化による自然共生サイトの取組強化】

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECMとして30by30目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けて、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、法制化に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動により、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECMとして、30by30目標の達成にも貢献。



生態系の創出の取組例 (静岡県富士市)